

6次産業活性化推進事業補助金交付要綱

平成 25 年 4 月 26 日 事務局長 決裁

(通則)

第1条 6次産業活性化推進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 北海道の農水畜産資源の高付加価値化を促進するとともに、食産業等の振興、及び北海道経済の活性化を図ることを目的として、1次産業者と、2次、3次産業者が連携して取り組む新商品開発等に対して、補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「6次産業」とは、1次産業者と、2次、3次産業者が連携することで、1次、2次、3次の各産業者それぞれにとって新たな付加価値を持つ商品・サービスを生み出す産業とする。
- (2)「コンソーシアム」とは、事業を行う際に、目標達成のために、複数の企業等が連携し事業を実施する共同事業体とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、道内の1次産業者と、札幌市内の2次、3次産業者が連携して新商品開発等に取り組む事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する経費として、事業実施期間内に発生する経費であって、一般財団法人さっぽろ産業振興財団理事長(以下『理事長』という。)が必要かつ適当と認める経費とする。なお、詳細は、別に定める6次産業活性化推進事業補助金交付要領(以下「要領」という。)に掲げるものとする。

(補助対象者)

第6条 この要綱により補助を受けることのできる者(以下「補助対象者」という。)は、補助対象事業を実施する1次産業者と、2次、3次産業者によるコンソーシアムとする。

(補助金等)

第7条 補助金は、第5条で定める補助対象経費について予算の範囲内で交付するものとする。

(交付の申請)

第8条 この要綱による補助金の交付を受けようとする補助対象者は、コンソーシアム内で代表者を定め、要領に定める補助金交付申請書に関係書類を添えて、代表者名で理事長に提出するものとする。

(交付の決定)

第9条 理事長は、前条の申請があった場合には、第18条に規定する「6次産業活性化推進事業補助金審査委員会」(以下「審査委員会」という。)に付議し、その意見を聞いたうえで、補助金の交付決定の可否を決定するものとする。

2 理事長は、前項の規定により補助金の交付について決定したときは、要領に定める補助金交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(補助対象事業内容等の変更承認)

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、要領に定める場合を除き、補助対象事業の内容の変更又は事業の中止をしようとするときは、あらかじめ要領に定める事業内容変更等承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の規定により提出された事業内容変更等承認申請書を審査し、当該事業内容の変更等について、止むを得ない理由があると認めるときはこれを承認し、要領に定める事業内容変更等承認通知書により、補助事業者に通知するものとする。

(事業遅延等の報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助対象事業の遂行が困難になったときは、速やかに理事長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了(第10条の規定による中止の承認を受けたときを含む。)したときは、その日から起算して20日以内又は当該年度の末日までのいずれか早い日までに、要領に定める事業完了報告書に関係書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第 13 条 理事長は、前条による事業完了報告書及び添付書類の提出を受けたときは、これを審査し、その内容が正当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、要領に定める補助金額確定通知書により、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第 14 条 理事長は、前条の通知後、補助事業者からの請求により補助金を交付するものとする。ただし、理事長が、必要があると認めるときは、第9条の交付の決定後、補助事業者からの請求により概算で交付することができる。

2 補助事業者は、前項ただし書きの規定により概算で補助金の交付を受けたときは、前条の規定による通知を受けた後、その精算をしなければならない。

(補助金の交付決定の取り消し)

第 15 条 理事長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する行為をした場合等には、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 法令若しくは本要綱に基づく理事長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 前条第1項ただし書きの規定により概算で交付を受けた補助金を、補助対象事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助金申請又は補助対象事業において、不正、虚偽、その他不適正な行いがあつた場合

(4) 補助金の交付決定後に、補助対象事業と同様の事業において他の助成制度(補助金、委託費等)による財政的支援を受けた場合

(5) 前4号の規定のほか、理事長が補助金の交付について不相当と認める場合

2 理事長は、前項の規定による取り消しをした場合において、すでに当該取り消しに係る部分に対する補助金を交付しているときは、期限を付して、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 理事長は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)における加算金及び延滞金についての規定に準じた年利で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第 16 条 補助事業者は、要領に定める補助対象事業により取得又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、その台帳を設け、保管状況を明らかに

しておかなければならない。また、台帳は補助対象事業の完了日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の取得財産等については、補助対象事業の完了の年の翌年から起算して5年以内で、かつ「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過することになるまでの期間において、補助金の目的に反して他の用途に使用し、他の物に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し若しくは債務の担保に供しようとする(以下「取得財産等の処分」という。)ときは、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。
- 3 理事長は、前項の規定により、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができるものとする。

(成果の発表等)

第17条 補助事業者は、理事長が補助対象事業の成果を求めたときは、これに協力するものとする。

(審査委員会の設置)

第18条 第9条第1項によりその権限に属する事項を審議するため、審査委員会を置く。

2 審査委員会の組織及び運営については、理事長が別に定める。

(その他)

第19条 この要綱の実施に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附則

1 この要綱は、平成25年4月26日から施行する。